

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1066	10661010	市町村長に対する火葬場経営の許可権限の付与	墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定されている都道府県知事の火葬場の許可及び施設の変更権限を市町村長に付与する。	墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定されている都道府県知事の火葬場の許可及び施設の変更権限を、都道府県が定める火葬場等の経営の許可に関する条例で民間事業者を許可等の対象としていない場合であって、市町村の事情により、当該市町村や公益法人が火葬場を設立することが困難なときは、特例として火葬場の許可及び施設の変更の権限を市町村長に付与する。その結果、地域の歴史や実情に応じた火葬場経営がなされることになる。	本市及び隣接の市町の住民は、従来から唯一本市内にある民間の火葬場を利用しているが、県の条例では、原則として民間事業者を火葬場の経営の許可及び施設の変更の対象とせず、また例外の規定があるものの事実上当該火葬場の改修、建て替え等行うことができない。しかし、中核市など同許可等の権限を有している地方公共団体の中には、原則は民間事業者を対象としないとしながらも特例を設けて、民間事業者を対象としている場合も見受けられる。地方分権や規制緩和の趣旨を踏まえれば、中核市等に限らず、地域の実情に応じた政策を進めることが必要とされる際には市町村長に権限を付与するよう改善すべきである。	神奈川県	神奈川県逗子市	地域の実情に応じた火葬場経営	墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定されている都道府県知事の火葬場の許可及び施設の変更権限を、都道府県が定める火葬場等の経営の許可に関する条例で民間事業者を許可等の対象としていない場合であって、市町村の事情により、当該市町村や公益法人が火葬場を設立することが困難なときは、特例として火葬場の許可及び施設の変更の権限を市町村長に付与する。
1067	10671010	国民年金保険料徴収権の移管	国民年金保険料の徴収権限を市町村長に移管することにより、保険料の徴収率を向上させる。	国民年金保険料の徴収権限を市長に移管することにより、市県民税と国民年金保険料の一括滞納整理など事務コスト面の効率化を図るとともに、国民年金保険料の徴収率を向上させる。	国民年金保険料の滞納処分については、国税滞納処分の例によって行うこととされているが、事務コストなどの問題から、社会保険庁は十分対応を図れない状況にある。そこで、本市としては、市民の年金受給権を確保することを目的に、保険料の徴収権限を市長に移管することを特区として求める。	神奈川県	神奈川県逗子市	国民年金保険料の徴収権の移管	国民年金保険料の滞納処分については、国税滞納処分の例によって行うこととされているが、事務コストなどの問題から、社会保険庁は十分対応を図れない状況にある。そこで、本市としては、市民の年金受給権を確保することを目的に、保険料の徴収権限を市長に移管することを特区として求める。
1085	10851010	昔ながらの手作り納豆の製造・販売可能化	食品衛生法第51条及び食品衛生法施行令第35条第30号に基づき、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業として納豆製造業について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めているが、長年の技術的蓄積により安全性が確認されているものについては地域の特性や実情に応じて市町村が必要な基準を定めることができるものとする。	平成18年に北関東自動車道が開通して都市部との交流が盛んになることが期待される岩瀬町羽黒地区において、地元産の大豆を原料として地場において長年培われてきた納豆製造技術を活用して農家が納豆を製造・販売することにより、都市と農村の交流を盛んにし、工業的手法によらないスローフード文化の発信を行なう。	県の定める規則は、大規模工業的製造のためのものであって、長年地域で培われた技術で農家自身が手作りで製造・販売することを想定していない。長年の積み重ねによる経験知により安全性が確認されている技術については、都道府県が一律に基準を決めるのではなく、右記のような代替措置を前提として、現場の市町村で基準を決めることができるようにすべきである。	茨城県	門前生き生き市場	岩瀬羽黒の昔ながらの生き生き納豆特区	平成18年に北関東自動車道が開通して都市部との交流が盛んになることが期待される岩瀬町羽黒地区において、食品衛生法第51条の規制の特例措置を導入して都道府県に代わって市町村が必要な衛生基準を定めることで昔ながらの手作り納豆の製造・販売を可能とし、地元産の大豆を原料として農家が納豆を製造・販売することにより、都市と農村の交流を盛んにし、農村地域における特産品を振興し、さらに工業的手法によらない健康食品である納豆を広めることでスローフード文化の発信を行なう。
1131	11312010	LSA(生活援助員)の配置基準の拡充	LSA(生活援助員)については、国の要綱(介護予防・地域支え合い事業実施要綱)で、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等が派遣の対象住宅とされている。 本県は、阪神・淡路大震災後大量のシルバーハウジングが供給され、LSA数も全県で123人(H17.4.1現在)と全国でも最大の規模であり、本資源を有効活用してシルバーハウジング以外の高齢化率が高い災害復興公営住宅にもLSAを派遣できるよう制度の弾力的な運用を求める。 なお、本提案が受け入れられない場合については、要綱でいう「等」とは具体的などのような住宅を想定しているのか示されたい。	シルバーハウジング以外の公営住宅のうち、見守りの必要性の高い高齢者世帯へのLSAによる個別訪問等	災害復興公営住宅については、高齢化率が約45%と非常に高く、こころのケアやうつ、アルコール中毒など見守りの必要性の高い被災高齢者が多いため、災害復興公営住宅にもLSAを派遣できるよう制度の弾力的な運用を求める。	兵庫県	兵庫県	被災高齢者の生活復興支援構想～高齢者世帯に対する見守りの充実	本県においては、阪神・淡路大震災後、災害復興公営住宅を整備し、被災者の支援にあたってきた。この公営住宅は一般公営住宅に比べ高齢化率が高く、今後ますます高齢化が進行していくことから、特に安否確認や生活相談などの見守りを手厚く行う必要がある。 震災の被災者が安心して暮らせるよう、地域の実態に応じて、シルバーハウジング以外の災害復興公営住宅にもLSA(生活援助員)の派遣ができるよう配置基準の緩和を提案する。
1267	12672030	給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限の県への移譲	県内において、国認可水道事業者の計画給水人口は、8割以上を占めている。 また、市町村合併により各基礎自治体の給水人口は増加することとなり、今後、さらに県所管の事業は減少する見込みである。 国への申請・届出等の非効率性やライフライン等の危機管理を県内で一体的に実施する上でも、中堅規模以上の水道事業についても、県管理とすべきである。	国が持つ許可・指導監督権限について、県に移譲されることにより、県において、平素から水道事業者との連絡調整を行うことが可能となる。	現在、国が所管する事業者は、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市の計7事業者であり、それら以外の市町については、県が所管している。 市町村合併の進展により、今後、県知事権限である「給水人口5万人以下の水道事業者」については、さらに減少することが予想される中、国への申請等を行うことの非効率性等を考慮し、県知事が認可等の権限を有する範囲を拡大するよう法改正を提案していく必要がある。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672040	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への移譲	住民との相談窓口として重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体の権限において一体的に行うことがより効果的である。	民生委員・児童委員の委嘱権限を基礎自治体へ移譲されることにより、福祉サービスの一体的な推進を図ることができる。 厚生労働大臣に委嘱されることによる使命感と責任感が重要な役割を果たすとの見解が示されているが、場合によっては、国からの法定受託事務等の手法により権限を移譲することも必要である。	民生委員・児童委員については、既に市町村で行われている福祉サービスの一体的な推進を図る観点から、委員等の設置から指導監督に至るまで、一貫した業務遂行が可能となるよう基礎自治体に権限を委譲することが最適である。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672050	保健所設置要件の緩和等	基礎自治体が保健所を設置する場合の設置要件を緩和すること、及び広域連合、一部事務組合による共同設置や県から既保健所設置市への委託を可能とすること	基礎自治体への権限移譲	地域の実情を踏まえ、住民に身近な基礎自治体が保健所機能を有し得るよう、単独設置、広域連合・一部事務組合による共同設置、他の保健所への業務委託等の手法のいずれかをとれるよう、現行設置要件の緩和が必要。 (政府主催全国都道府県知事会議(15年12月1日開催)において、知事から保健所設置要件の緩和、自治体が連携して共同設置できる仕組みや自治体間で協議し保健所設置市へ委託する仕組みの検討を要望)	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1282	12822010	放課後セカンドハウスの設置	安心して母親が働ける環境作りと子供達の健全な地域での育成のために、放課後セカンドハウス設立を目指します。放課後セカンドハウスでは外国語(英語その他の言語)による生活指導を目的とし、施設の指導員にも外国人を積極的に登用し、他の学童施設では得られない国際色豊かな人間教育を目指します。学校現場では限られた時間内の語学教育が、生活の場での必須言語となり、多くの児童が驚くほどに吸収力を高め、語学のへ興味のみならず海外へ目を向けることにより、グローバルな視点を備えた人材育成につながっていきます。	学童施設を単なる預かり保育という視点ではなく、「人材育成」という知育の視点でとらえ、放課後の児童の育成の一端を担う重要な存在である事を位置付ける。指導員の研修を実施し、指導員の一定の品質保持のためのガイドラインを設けて、地域の父母の負担に頼らない運営をになっていくものとする。また働く母親の利便性も追及し、必要に応じて夕食サービス、延長保育も実施する。知育内容は、指導はすべて外国人指導員及び外国語を話す日本人とし、日常生活の中で英語を使用することによって、児童が無理なく自然に言語を習得する環境作りを行う。	働く母親の子育て支援及び従来の学童はその運営を地域の自治会にゆだねている部分が多々あり、本来なすべき教育や人材育成に目が行き届かず、預かり保育に終焉している傾向がある。そのため学童保育より良い場所があれば、そして料金が適宜であれば利用したいと願う潜在的なニーズは多くあり、ましてや新興住宅街では待機児童が存在し、そのニーズは不可欠なものとなっている。親の願う安全な場所であることと、子供達にとって知育の場も提供できる学童施設は、学童に通う楽しみも増えることとなる。まして日常生活の大半を過ごす学童の場で、英語教育がなされることにより、語学習得力は格段に飛躍するものと考えられる。	愛知県・東京都・大阪府	株式会社ダブルリユファイブ・スタッフサービス	子育て支援及び開放型知育保育(現計画)	安心して母親が働ける環境作りと子供達の健全な地域での育成のために、放課後セカンドハウス設立を目指します。放課後セカンドハウスでは外国語(英語その他の言語)による生活指導を目的とし、施設の指導員にも外国人を積極的に登用し、他の学童施設では得られない国際色豊かな人間教育を目指します。学校現場では限られた時間内の語学教育が、生活の場での必須言語となり、多くの児童が驚くほどに吸収力を高め、語学のへ興味のみならず海外へ目を向けることにより、グローバルな視点を備えた人材育成につながっていきます。